

## PFAS 4月1日から50ng/ℓが目標値から規制値に

伊藤久雄（NPO法人まちぼっとスタッフ）

水道法の改正（第4条第2項に基づく水質基準の改正）とそれともなう省令の改正によって、PFOS及びPFOAの合算値、50ng/ℓが目標値から基準値とされ、水道事業者等は3か月に1回以上の検査の実施及び基準を遵守する義務が新たに課された。公共用水域等におけるについては、「指針値（暫定）」に代え、「指針値」が設定される。また、専用水道、簡易水道についても検査の義務化が課されている他、飲用井戸等衛生対策要領の一部改正もあり、定期水質検査の内容にPFOS及びPFOAの項目が追加された。

そこで府中市をはじめ多摩地域で行っている井戸水のPFAS検査の結果や、東京都水道局の多摩の水源井戸の水質検査結果を報告する（府中かんきょう市民の会で報告したものに一部追加）。なお、今後の課題を簡単にまとめてみた。

### 1. 多摩地区に水質検査の状況（検査結果は別紙）

#### ① 府中市

- 調査箇所 11か所（府中市設置公園等9か所、湧水2箇所）  
（ただし、若松小は5年度欠測）
- PFOS・PFOR合算値 50ng/ℓ以上 3箇所
- PFOS・PFOR合算値 6年度が5年度より上昇 7箇所
- ※ 以上から、7年度は6年度を比較して大幅な変化はないものの、6年度が5年度より上昇した箇所が増えていることは見逃すことはできない。
- ※ PFHSは西府農業公園で7年度。6年度と100ng/ℓもを超えている。
- ※ 井戸の深度については後述。

#### ② 昭島市

- 昭島市は多摩地域で唯一「東京水道一元化」に加わらず、水道の全水源が井戸である。
- しかがって昭島市は給水栓水（蛇口）と井戸水源の検査を実施している。
- 昭島市は給水栓水（蛇口）の件さ結果は、PFOS・PFOR合算値で最大6年度の8.4ng/ℓである。井戸の検査結果は最大で9.7ng/ℓである。

#### ③ 国分寺市

- 国分寺市は井戸（むかし井戸といい、市民が自由に使える災害用の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ井戸）の調査を実施している。市には

現在 25 か所のむかしの井戸があり、うち 23 か所を市で管理している。

- 市では令和 3 年度から調査結果を公表している。  
令和 3 年度から 7 年度まで一貫して P F O S ・ P F O R 合算値の 50ng/ℓ を超えるのは 5 箇所である（7 年度 1 か所、50ng/ℓ を下回った）。
- 国分寺市で最も数値が高かったのは令和 5 年度だが、令和 7 年度も 200ng/ℓ を超えているところが 1 箇所ある。
- 真姿の池の湧水調査は令和 5 年度から始めているが、50ng/ℓ を超えた年はない。

#### ④ 立川市

- 立川市は市所有の井戸 8 箇所を令和 5 年度原調査している。 5
- 令和 5 年度から 7 年度の 3 年間、 P F O S ・ P F O R 合算値の 50ng/ℓ を超えかところが 4 箇所ある。うち旧大山防水井戸は令和 7 年度の数値が 700ng/ℓ を超え、過去最大値を記録した。なおこの井戸は P F H x S の数値も高く 400ng/ℓ を超えている。ほかにクリーンセンターの数値も総じて高い。
- 立川市の特徴の 1 つに、民間井戸の調査結果の公表の仕方である。民間（農家等）の調査は調布市や府中市も行っているが、調査結果は公表していない。一方立川市は次のような方法で公表している。（以下、再掲）

年度	調査箇所数	最大値 (PFOS+PFOA)	指針値 超過箇所数
R7	19箇所	607ng/L	16箇所
R6	19箇所	590ng/L	17箇所

#### ⑤ 調布市

- 調布市は防災井戸 29 箇所、湧水 1 箇所を調査している。
- P F O S ・ P F O R 合算値の 50ng/ℓ を超えているのは防災井戸 2 箇所である（令和 6 年度）。

## 2. 東京都水道局の水源井戸の調査結果

別紙の調査結果（多摩地区）は 6 年度のものであ、府中市に設置した井戸を中心に抜粋したものである。多摩全域の水源井戸の検査結果は下記をご覧ください。

多摩の水源井戸の水質検査結果（PFOS 及び PFOA の合計、PFHxS : 令和 6 年度実施）

<https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/waterworks/102014002-003>

- 水源井戸は、稼働中のものについて、原則として 3 年に 1 回の頻度で検査を実施している。高い値が検出された場合には、検査頻度を上げることで監視を強化する場合がある。

- 給水栓における PFOS 及び PFOA の濃度が、国が定める暫定目標値（PFOS 及び PFOA の合算値として 50ng/ℓ）を超過しないよう管理を行っている。このため、水源井戸で PFOS 及び PFOA が検出されていても、給水栓では暫定目標値を超過していない。
- なお、給水栓の検査結果については、「<令和 6 年度> 多摩地区の PFOS 及び PFOA、PFHxS の検査結果 給水栓水、浄水、原水」をご参照ください。

- ※ 府中市の水源井戸は、稼働中の井戸でも 50ng/ℓを超えているところが 1 箇所ある。  
また、運用を停止している井戸では、400ng/ℓ 超えと非常に高い数値のところは 1 箇所、200ng/ℓ 超えが 7 か所、100ng/ℓ 超えが 2 箇所となっている、
- ※ 稼働中の井戸も給水栓では暫定目標値を超過していないので人体に直接の影響はないが、運用を停止している井戸も含めて多摩地域の水源井戸は総じて数値が高いことに留意しなければならない。

### 3. 今後の課題

#### ① 汚染源の特定

都内（多摩地域）の汚染源で最大なのは、沖縄の米軍基地と同様に横田基地であることは明白である。しかし米軍は汚染水の流失を認め、一昨年 8 月に日本側が立ち入ったものの、「見学」レベルで終わり、以後詳細な調査は拒否したままである。

日米地位協定を改正し、基地内の汚染源の特定、汚染水（泡消化財）の流出規模の詳細、残された泡消火剤の処分などを進めなければならない。

#### ② 規制値の強化

米国環境保護庁（EPA）は 2024 年、これまで飲料水の健康勧告値として PFOS と PFOA の合算値で 70ng/ℓと定めていたが、下表のように PFAS に関わる第一種飲料水規則をきめた。

項目	MCL (最大汚染レベル)	MCLG (最大汚染レベル目標)
PFOA(ペルフルオロオクタン酸)	4ppt (ng/L)	0
PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)	4ppt (ng/L)	0
PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)	10ppt (ng/L)	10ppt (ng/L)
PFNA(ペルフルオロノナン酸)	10ppt (ng/L)	10ppt (ng/L)
HFPO-DA(一般名：GenX)(ヘキサフルオロプロピレンオキシド二量体酸およびそのアンモニウム塩)	10ppt (ng/L)	10ppt (ng/L)
PFHxS、PFNA、HFPO-DA、PFBS※を2種以上含む混合物	1.0 Hazard Index	1.0 Hazard Index

※PFBS：パーフルオロブタンズルホン酸

PFAS については、PFOS や PFOA などの 6 項目に基準が設定されている。法的強制力のある最大汚染レベル (Maximum Contaminant Level (MCL)) と法的強制力のない最大汚染レベル目標値 (Maximum Contaminant Level Goal (MCLG)) の二種類があり、MCL が日本でいう水道水の水質基準に当たるものである。

日本においても、アメリカ並みに規制値強化すべきである。

### ③ 汚染と井戸の深度との関係

府中市が深度を公表したのは、国分寺市や調布市を参考に府中かんきょう市民の会から要請したのがきっかけである。それは特に国分寺市の調査結果をみると深度の深い井戸の数値が高いことが見て取れたからである。そして府中市が公表した結果を見ても深い井戸が数値の高い傾向があることが分かる。

立川市の井戸や東京都水道局の水源井戸は府中市や国分寺市よりも数値が高い井戸がある。立川市については深度を公表するよう求めるとともに、都水道局には情報提供もしくは情報公開請求することを準備したいと思う。

### ④ 飲料水・井戸水の除染

飲料水の除染は、汚染物質を除去するための重要なプロセスの 1 つであり、水道水や井戸水の水質異常が健康に影響を及ぼす可能性があるため、迅速な対応が求められる。最も一般的なのは「活性炭処理 (粒状活性炭)」である。

今後もより効果の高い技術の開発も進むものと思われる。除去コストの低減も課題である。

### ⑤ 公共井戸水質検査の継続

新年度からは公共井戸水質検査に PFAS (PFOS) が加わる。これまでは、pH 値、味、臭気、色度、濁度、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物 (全有機炭素 (TOC)) の量であったと思われるが、これに PFAS (PFOS) を加えて、飲料水として利用する有無に関わらず、毎年 3 か月ごとに検査を継続することが求められる。

### ⑥ 民間井戸の調査結果の公表の仕方

民間の防災用井戸、非常用井戸 (主に農家などに設置されている) の調査は、立川市のほか、調布市や府中市などでも行っているが、個人情報保護を理由に立川市以外は調査結果を公表していないと思われる (少なくとも府中市、調布市は公表していない)。

しかし今後、農家以外の事業者との災害協定に基づく井戸水も調査対象となる可能性がある。例えば府中市は災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書を次の事業者等に締結している (府中市地域防災計画: 資料編)。サントリービール株式会社武蔵野ビール工場、多摩川開発株式会社 (多摩川競艇)、日本中央競馬会東京競馬場、日本電気株式会社府中事業場、国立大学法人東京農工大学、キューピー株式会社中河原工場、株式会社、東芝府中事業所、公衆浴場 (個別の公衆浴場)。

農家等の調査結果の公表の仕方は立川市が参考になる。事業者等の業務用井戸については、環境省が「飲用井戸等衛生対策要領」を定めている。この要領に基づく対策は、都道府県、市又は特別区で、対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであつて、水道法（対象；水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（対象；特定建築物）等の適用を受けないもの（以下「飲用井戸等」という。）である。

- 1) 個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「一般飲用井戸」という。）
- 2) 官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。以下「業務用飲用井戸」という。）
- 3) 水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設（以下「小規模貯水槽水道」という。）

対象とされた飲用井戸等は水質検査が義務付けられており（PFOS）及PFOAも含まれている）、業務用飲用井戸に毎年1回以上行うものとされている。水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、保健所等へ連絡し指示を受けることとされている。しかし、水質基準を超えない場合（50ng/l以下）は公表が義務づけられているわけではない。今後の課題である。

別紙：最近のPFAS調査（府中市、他市、東京都）の結果について

<参考資料>

■府中市地域防災計画：資料編

[r6siryuhenn.pdf](#)

■飲用井戸等衛生対策要領（環境省）

<https://www.env.go.jp/content/000333967.pdf>